

# 自治会館利用規則

## (利用者の心得)

- ◇ 利用に際し、館長及び事務局員の指示に従うとともに次の各項目を厳守すること。
1. 利用目的以外の使用や、利用の転貸をしないこと。
  2. 利用時間を守る（午前9時から午後9時の間とする）。
  3. 公衆道徳を守り、近隣住民や他人に迷惑をかけること。
  4. 建物（床・壁・天井）を汚したり傷をつけないこと、備品類は大切に取り扱い、それらを破損したりした場合、利用申込み責任者の責において弁償するものとする。
  5. 使用後の什器・備品等は所定の位置に戻し、点検項目を確認し点検確認表を提出すること。
  6. 火災予防には万全を期し、指定の場所以外での火器の使用をしないこと（全館禁煙）。
  7. 危険物は絶対持ち込まないこと。
  8. 茶器の使用はできるが、お茶・コーヒー等は持参すること。
  9. 使用後は台所・トイレを含む使用場所の清掃を行う等会館の美化に努め、ごみは各自で持ち帰ること。
  10. エアコンを使用する時は、節電のため適正温度で稼働すること。
  11. 使用終了後、責任者は次の事項を点検確認すること。
    - (a) 火気のないこと。
    - (b) ガスを使用した時は元栓が閉められていること。
    - (c) 照明・エアコン・換気扇のスイッチが全て切られていること。
    - (d) 玄関・出入口・窓等の施錠が全て完全であること。
  12. 上記の会館利用心得に従わない場合は、利用を認めない。

## (利用申込方法)

- ◇ 利用者は、来館の上、所定の申込用紙に必要事項を記入し、事務局に提出して利用許可を得ること（電話予約はできません）。
1. 利用可能時間は午前9時から午後9時とする。
  2. 自治会役員との会議・自治会の行事及び自治会員の慶弔並びに災害を優先とする。このため、一般利用者の申込みを急遽キャンセル願うこともあり得る。
  3. 毎月1日より翌月分の申込を受け付ける（1日が日曜・祭日の場合は翌日）。  
※なお、定期利用の場合は3ヶ月毎の一括申し込みができる（申請が必要）。  
定期利用とは同一の曜日・時刻に継続して利用することをいう。  
－定期利用受付例－

10・11・12月の3ヶ月一括申込の場合、9月1日より一括して受け付ける。
---------------------------------------
  4. 会館の鍵の受け渡しは使用前日または当日とし、事務局より受け取る。  
鍵は使用後速やかに返却すること。当日中に返却できない場合は翌日に返却すること。
  5. 予約の取り消しは前日までに事務局に連絡すること。
  6. 未成年者が利用する場合は、保護者が責任者となること。

### (利用許可条件)

◇ 館長及び事務局員は、提出された書類を審査し、次に掲げる項目に該当する場合は利用許可をしない。

1. 利用目的が常識的な秩序や風俗を乱す恐れがあると判断した場合。
2. 営利を目的とする興業、またこれに類似する行為と認めた場合。
3. 未成年者だけの利用。
4. 1階ホール、2階会議室A・B、2階和室の全てを同一団体が同時刻に使うことは許可しないものとする（但し、下記（利用料金）の5. に該当する利用者は除く）。
5. 館長が使用を不相当とした場合。
6. 申込用紙に偽りの申告があった場合は、今後の利用を許可しないものとする。

注1. 利用の中止の場合は、速やかに事務局に申し出ること。

注2. 利用許可の権利は、他に譲渡してはならない。

### (利用料金)

1. 利用料金は必要に応じて館長の権限で改定することができる。
2. 利用料金は会館の維持運営を補うものに充当する。
3. 料金は、1室・1時間を1単位とする。  
物品の展示販売等の利用時間については、利用者と協議の上、決定する。
4. 1単位を超えるものについては、30分以内ごとに1単位の半額料金を追加徴収する。
5. 次の利用者は無料とする。
  - (a) 自治会役員の運営・活動に関連する全ての利用、各支部・各班で自治会運営に関する会議での利用。
  - (b) 自治会が認めた各種団体の定例会・サークル活動、その運営に関する会議・会合（別途定める）。
  - (c) 自治会活動に関わる、ビレジ踊りの会・疾風太鼓の練習及び会議・会合。
  - (d) ビレジ内、下記の各諸団体の運営に関わる会議及び会合。  
柏ビレジ緑地協定代表委員会・柏ビレジ内の各建築協定運営委員会
  - (e) 下記の各協議会及び委員の会議。  
田中地域ふるさと協議会・田中地区社会福祉協議会・  
田中地区青少年健全育成協議会・民生児童委員・健康づくり推進員
6. 利用料金の徴収方法。
  - (a) 定期利用の方は、毎月末の一括払い（銀行振込・事務局窓口）。
  - (b) 定期利用以外の方は、利用申し込み時にお支払いください。
  - (c) 利用日前日の午前中迄に使用取り消しの申し出があった場合、利用料金は返金する。
  - (d) 利用時間を前後延長して利用した場合には、延長時間を翌日までに事務局に申し出るとともに、超過料金を支払う。

## 自治会館利用料金表

平成14年7月1日施行

料金は1室・1時間を1単位とする  
1単位を超える場合は30分ごととする

利用区分	1階ホール	2階会議室A・B	2階和室
自治会館利用規則（利用料金）の5に該当するもの	無料	無料	無料
自治会員参加の娯楽・歓談・サークル活動・親睦会・小中学校のPTA役員及び保護者の会議・会合 自治会員による教室・講習・催し等で営利を目的としないもの	500円	400円	500円
上記各種のもので自治会員と非会員の参加	600円	500円	600円
非会員の利用で館長が認めたもの 外部、諸団体・法人の研修会・講習会・会合	1,000円	800円	1,000円
自治会員による教習ビジネス等	700円	600円	700円
自治会員による営利を目的とした催し（物品展示・販売等）	1,000円	800円	1,000円
自治会員の慶弔	1日 10,000円（全館使用可能）		

### 〔記 事〕

- \*サークル活動が講師を招き、教習料支払いなどの報酬取引が存在しても「サークル活動」の利用区分とする。
- \*講師らが自ら教室などを主宰、教習料等を収受する（収益があるもの）利用は「教習ビジネス等」の利用区分とする。
- \*展示・販売等で夜間も商品を置いておく場合  
利用する時間に関わらず9：00～21：00正規の料金  
商品の盗難・紛失等については自治会ではその責任は一切負わない。